



スマートフォン等の端末で二次元コードを読み取ることで、各議員の一般質問の映像を見ることができます。

Q 分煙施設整備の考えは

A 進んで行う考えはない

Q 「健康増進法も踏まえ、望まない受動喫煙を防止するためには、駅前・商店街などの場所における公共又は民間の屋外又は屋内の分煙施設の整備が考えられるところであり、また、こうした取組は今後の地方のたばこ税の継続的かつ安定的な確保にも資すると見込まれることから、屋外分煙施設等のより一層の整備を図るために、積極的に地方のたばこ税の活用を検討していただきたい」と総務省より事務連絡があるが、どう考えているのか。

A 総務部長 誰もが望まない受動喫煙をなくすという健康増進法の趣旨に則り、市が前向きな姿勢を示して、市内の法人や飲食店等の取組みにもつながるものにするため、本市の公共施設においては、積極的に敷地内禁煙に取り組んでいる。総務省事務連絡の内容は承知しているが、本市の場合、たばこ税収の安定的な確保につながる効果的な場所の選定が難しいため、費用対効果の観点からも、分煙施設の整備を進んで行う考えはない。



第3次土地利用計画 土地利用構想図

議員報酬の改定

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正

議員の報酬については、人事院勧告、県内の類似市の状況、財政状況、職員の給与改定状況、消費者物価指数の推移等を基に、長久手市特別職報酬等審議会で審議されました。

審議の結果、下記の理由により増額改定が適当という答申でした。

- ・物価高騰により、消費者物価指数も上昇していること
- ・本市の財政状況が比較的健全であること
- ・令和4年度人事院勧告により一般職員は増額されていること
- ・今後ジブリパークをどのようにまちづくりに活かしていくか等の課題があり、議員の役割や責任が増していること
- ・議会のさまざまな取り組みにより活動の幅が広がっていること
- ・若い方に議員になる意欲を高めてもらうことも必要であること

審議会からの答申を受け、市議会では答申のとおり、報酬の増額改定を行いました。

区分	改定額	改定後月額
議長	+1,000円	49万6,000円
副議長	+1,000円	43万円
委員長	+1,000円	37万8,000円
副委員長	+1,000円	37万3,000円
議員	+1,000円	36万8,000円

表中の議員とは、議長、副議長、常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長を除いた議員のことを指します。

市議会の個人情報保護

議会の個人情報保護に関する条例の制定

市議会ですべてに個人情報保護に関する条例を制定しました。今まで市議会では市の条例を適用してきましたが、新個人情報保護法のもとでは市議会は適用外となるため、新たに議会で条例の制定が必要になりました。

議会が扱う個人情報は、生存する個人に関する情報です。具体的には請願・陳情・署名簿、傍聴に受付簿に記載する住所や氏名など、特定の個人を識別できるもので、基本的には議会事務局が保有する個人情報です。議会として適切に管理していきます。

なお、請願、陳情を本会議や委員会で取り扱う場合は、住所は町名まで、氏名は名字まで読み上げることになっています。

